

## 第2次草津市緑の基本計画（改定版） 素案

### ＜目次構成＞

はじめに（市長巻頭言・製本段階で調整）

#### 第1章：この計画について

#### 第2章：みどりの概況と課題

1. みどりの概況
2. 計画課題

#### 第3章：将来像と方針

1. 将来像
2. 基本方針

#### 第4章：みどりを育て・つくり・守る施策

1. 施策の体系
2. 施策の内容
3. 緑化重点地区

#### 第5章：計画の推進

1. 公園の管理運営の方針
2. 生態系の保全の方針
3. 進行管理の体制
4. 進行管理のサイクル

### 資料編

# 第1章：この計画について

---

## (1) 計画策定の趣旨と根拠

平成28年12月20日に「都市計画法施行令の一部改正する政令」及び「都市公園法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、また、平成29年5月12日には、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が公布されました。

これらの法令改正の動きに応えるとともに、平成28年3月に策定した「第5次草津市総合計画（第3期基本計画）」の基本方針のひとつ「ガーデンシティの推進」の内容を踏まえて、公園・緑地の安全性・快適性の向上、また、整備が完了した草津川跡地の区間2・区間5を拠点とした「ガーデンシティ※くさつ」の実現を図っていくため、「第2次草津市緑の基本計画」を見直したものです。

※ガーデンシティ：一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニング等の取り組みのこと。

### 『「ガーデンシティくさつ」の実現』に係る基本的な考え方と事業展開

#### ○ 基本的な考え方〔性格づけ〕

- 1 花と緑がいっぱいの、美しいまちづくりの活動を展開するものであること。
- 2 市民の楽しみや喜びに根ざし、日常的な活動の広がりを基礎とするものであること。
- 3 「健幸都市」の取り組みと一体的に取り組むものであること。
- 4 ソーシャル・デザインの考え方にに基づき、「ふるさと草津の心（シビックプライド）」の醸成に寄与するものであること。
- 5 草津市のシティセールスに寄与するものであること。

#### ○ 事業展開

- 1 拠点を活かした、都市緑化の展開
- 2 健康・福祉や文化、教育等との連携事業の展開
- 3 CIとシティセールス、観光振興等との連携事業の展開
- 4 市民の発意と行動を促す仕組みづくり（種苗や機材の提供、ディスプレイ研修、顕彰など、市民活動支援の基盤整備）
- 5 ガーデンシティをテーマとする自治体間ネットワークづくりとその先導（「ガーデンシティくさつ」としてのプレゼンスを強化する活動）

## (2) 計画期間

「第2次草津市緑の基本計画」の計画期間である平成22年度から平成32年度のうち、平成30年度から平成32年度末までの3年間を計画期間とし、第3次の計画につなぐものとしします。

年 度													
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
第2次草津市緑の基本計画													
											計画期間内での見直し		
											第2次計画改定版		第3次計画
											第5次草津市総合計画 第3期基本計画		

## (3) 対象区域

この計画の対象区域は、**琵琶湖を除く草津市域 4,865ha**とします。

## (4) 緑・緑地の定義

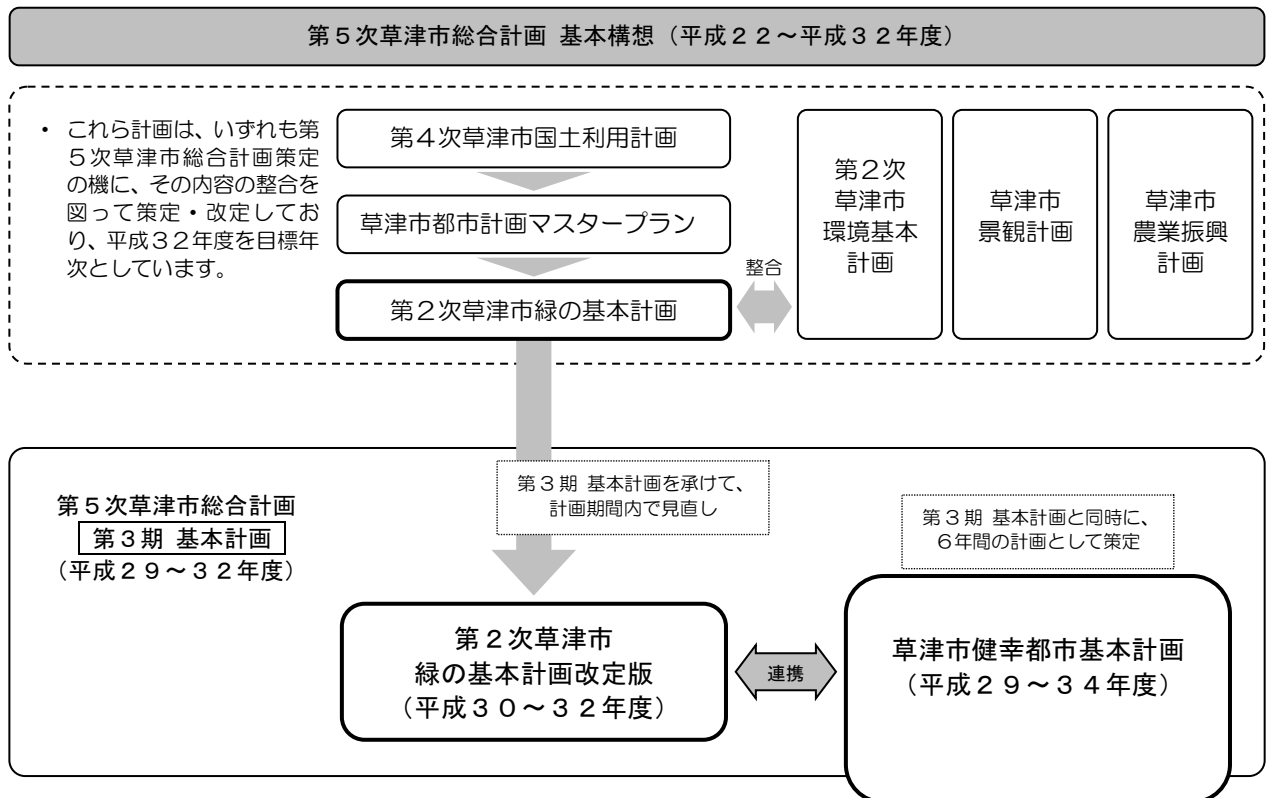
「**緑**」は、樹木や草花などの植物を云いますが、公園・緑地をはじめ、動物や昆虫などの生き物まで含めて広い意味で云う場合には、「みどり」と平仮名で表記しています。

「**緑地**」は、都市緑地法の定義を踏まえて、樹林地、草地、琵琶湖岸や河川・ため池などの水辺地、岩石地、農地が、単独でもしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地がこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを云います。広い意味では、学校や公園・道路等の公共施設、民有地などでのガーデニングが施された場所や街路樹なども「緑地」に含みます。

(5) 上位計画等との連携

この計画は、「第5次草津市総合計画」を最上位の計画とし、本市の都市構造と土地利用の整備に係る「第4次草津市国土利用計画」「草津市都市計画マスタープラン」を踏まえて策定したものです。

平成29年度を始期とする「第5次草津市総合計画 第3期基本計画」の内容を承けて見直し、「草津市健幸都市基本計画」との緊密な連携を重視するとともに、併せて、引き続き「第2次草津市環境基本計画」「草津市景観計画」「草津市農業振興計画」との整合を考慮しています。



## 第2章：みどりの概況と課題

### 1. みどりの概況

#### ① みどりの配置

市域の東側には、湖南アルプスの裾野として続く丘陵地があり、田園と山林のみどりがああります。琵琶湖岸では、対岸の比良・比叡の山並みを遠望する大景観の広がりのもとで、ヨシ原を始めとする貴重な自然植生と生態系が保たれており、湖辺の平地部には、農地と点在する集落、鎮守の森などが、良好な田園空間をつくっています。

市街地は、JR 駅周辺を核に東海道・中山道を軸として広がっており、河川や草津川跡地、大小の公園などがあって、都市生活にうるおいをもたらしています。



草津駅周辺から琵琶湖側の緑の状況



草津駅周辺から山手側の緑の状況

#### ② みどりの量

市域全体のみどりの量（緑被地面積）のおおよその変化は、下表の通りであり、現在のみどりの量は約 2,295ha、この約30年間の開発の進展により、約 145ha の緑地が減少しています。

##### ■ みどりの量（緑被地面積）の推移

時点	計測・推定手法	推定値	
		みどりの量	変化量
平成 10 年12 月	・ 航空写真等により緑被地を判読し、その面積を図上計測。	2,440ha	-
平成 21 年2 月	・ 平成 16 年撮影の航空写真をもとに、地形図、住宅地図で補完して作成したみどりの現況図をもとに図上計測。	2,358ha	△82ha
平成 28 年12 月	・ 平成 20 年以降の都市公園、児童公園、学校施設整備における、みどりの増加量として計上（20ha） ・ 平成 22～28 年度の開発許可があった住宅開発のうち、検査済案件の面積を、みどりの減少量として計上（約 83ha）	2,295ha	△63ha

### ③ 都市公園等

都市公園では、平成26年度に策定した「公園施設長寿命化計画」の中で整備・更新の必要を示しているものが多くあります。

児童遊園についても、整備後30年以上が経過して、再整備が必要なものが多くあり、高齢化が進んだ地域においては、児童遊園が活用されなくなって、地元での維持管理が困難となっているところがあります。

都市公園・児童遊園の面積は、平成28年3月現在で約89haであり、この8年間で約13haを整備しています。

市民1人当たりの公園面積は、平成17年以降、約5.2㎡で横ばいとなっていました。近年の草津川跡地公園の大規模な整備によって6.74㎡/人まで増加しています。

#### ■ 都市公園・児童遊園の整備状況

時点	面積	人口	1人当たり面積
平成20年度末	62ha	120,000人	5.16㎡
平成28年度末	89ha	132,000人	6.74㎡

※ 人口は、各年度末の住民基本台帳によります。

### <近年の主な公園整備の動向>

#### ■ 草津川跡地公園整備事業



- 草津川跡地は、琵琶湖からJR東海道新幹線までの約7.0kmの区間です。区間1は滋賀県が整備を行い、草津市は、残る区間（メロン街道からJR東海道新幹線）の整備を行っています。
- その内、区間2（メロン街道から浜街道）と区間5（JR琵琶湖線から市道大路16号線付近）を優先整備区間として整備を進めて、平成29年4月1日に開園しました。既に、草津市のガーデニングの拠点としての活用が進んでいます。
- 今後、残る区間の整備を進めていきます。

#### ■ 野路公園整備事業

- 急速な都市化が進む南部地域において、やすらぎ、憩いの環境づくりを目的として、都市計画決定された野路公園を、隣接する「野路小野山製鉄遺跡」と一体的に整備することで、歴史が感じられ、地域から親しまれる近隣公園としての整備を進めています。

#### ■ 野村公園整備事業

- 老朽化した体育館の再整備に合わせ、スポーツ施設の充実を図りながら、中心市街地の活性化拠点、および防災拠点等として、大人から子どもまで誰もが利用できる都市公園として整備を進めています。

#### ④ 市民活動等

公共施設や民有地等の緑化や緑地保全に関する市民参加は、様々な形で取り組まれています。

町内会・自治会では、町内の緑化や清掃の活動を通じてみどりに関する活動が行われており、緑地協定や近隣景観形成地区の協定を結ぶなど、地域のルールを定めて自主的な活動が進められています。

市民団体の活動としては、除草や清掃活動、古木の保存、緑化活動、環境学習など、地域の特性や市民団体の専門性を活かした活動が行われています。駅前広場でのガーデニングや新草津川でのオーナー制度による桜並木づくり、街路樹への花壇設置など、様々な活動がありますが、草津川跡地に拠点が整備されたことで、こうした活動が一段と広く展開されようとしています。

また、市として、平成18年3月に制定した「草津市桜憲章」に基づいて桜の苗木を配布しているほか、滋賀県緑化推進会と草津市緑化推進委員会が、市民の「緑の募金」による生活環境緑化樹の苗木の配布を行っています。

緑化に携わる市民活動団体が増える一方で、活動団体間の情報交換の場がないといった状況があり、今後いっそうの活動展開を促進する上で、各団体が連携できるような体制整備が求められているところです。

<みどりに関する主な市民活動>

区分	団体等	活動概要
滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」近隣景観形成地区（認定順）	桜ヶ丘町地区 （桜ヶ丘美しい風景を育てる協定）	公園路整備、水鳥小屋設置、花壇設置、当番制による公園等清掃、こもれび池の環境保全等を実施。
	大宮町地区 （花と緑と「わ」のあるまちづくり協定）	草花のコンテナ植栽などの花づくり活動を実施。
	志那町吉田地区 （志那町吉田の藤を守り育てる協定）	公共地の樹木・花の植栽、各戸敷地内の緑化および既存の樹木等の維持管理を実施。
「みどりの愛護」 功労者国土交通	南草津団地自治会 （平成 18 年度表彰）	生活環境の整備の観点から、公園、遊園、河川の除草、清掃を実施。
大臣表彰者 （表彰年度順）	新浜町内会 （平成 19 年度表彰）	月 1 回、公園の除草、清掃を実施。三ツ池公園管理委員会を設置し、低木の剪定や、隧道の清掃を実施。
	草津カトリック幼稚園親和会 （平成 19 年度表彰）	毎週水曜に込田公園内の樹木の手入れや除草、清掃を行い、公園の維持管理のボランティア活動を実施。
	渋川まちづくり西地区協議会 （平成 20 年度表彰）	たばこの吸い殻、ゴミ屑拾いなどの清掃や砂場の地ならしを実施。また、草刈、樹木の剪定や施設のメンテナンスも実施。
	桜ヶ丘町内会 （平成 21 年度表彰）	町内会に属する環境委員会、環境ボランティアが緑の環境づくりを実施。町内会活動以外にも、公園・道路の剪定や草刈りや、こもれび池でのアヒルや鯉の飼育を実施。
	特定非営利活動法人 琵琶湖ネット草津 （平成 22 年度表彰）	草津川緑地において 3.2 km にわたる桜並木の除草や清掃、河川安全パトロールなどを実施。
	草津ほほえみの会 （平成 23 年度表彰）	歩道街路樹の植樹マスの草抜き、清掃、「花いっぱい運動」を展開し、環境問題を中心に学習会を行い、子どもたちと共同で空き缶拾いや牛乳パック等の回収などリサイクル活動を実施。また、福祉の面でも障害児施設での休日ボランティアを実施され、市社会福祉協議会事業に参加されるなど幅広い活動する。
	山田学区老人クラブ連合会 （平成 25 年度表彰）	山田学区内の 15 の老人クラブが、公民館を拠点として、合同の研修会、交流会等の開催。幼稚園児とともに琵琶湖湖岸緑地のスイセンの植え付けを実施。
	出屋敷団地あゆみの会 （平成 26 年度表彰）	草津川跡地のゴミの収集や清掃などの管理を行い、環境美化を推進している。

※市民活動団体についても、掲載予定



## 2. 計画課題

「ガーデンシティくさつ」の実現を図るため、改定前計画の内容を踏まえて、主要な計画課題を以下の3点に整理します。

**課題1**： 「ガーデンシティ」「健幸都市」の視点から、交流機会の充実やコミュニティの形成が求められます。

- 「草津市健幸都市基本計画」に基づく取り組みと連携・協調し、みどりが健康にもたらす効果を活かす視点から、ガーデニングに係る取り組みを位置づけます。
- 既存の市民活動の認知向上と参加の広がりづくりなども通じて、花や緑でまちを彩り憩うこと、また、自ら・仲間とガーデニングに取り組むことの振興と都市緑化の幅広い展開を図っていくことが求められます。

**課題2**： ガーデニングの拠点となりうる都市公園等の魅力を向上させ、有効に活用することが求められます。

- 都市公園等の老朽化対策等を行いながら、地域主導のまちづくり資源としての活用の視点も取り入れて、望ましい管理と運営を図っていく必要があります。また、公共空間における効率的な緑化管理が求められています。
- 地域の公園が使われずに管理が困難になっている状況があります。これらの公園の活用方法や地域に合ったルールで管理ができる手法を検討する必要があります。

**課題3**： 公園の管理運営を担い、ガーデニングを広める組織を、市民・企業・行政が一体となつてつくっていくことが求められます。

- 市民・企業・行政が、それぞれの役割を分担しつつ協働することで、みどりの環境づくりを推進していくための仕組みと体制を整えることが求められています。

## 第3章：将来像と方針

---

### 1. 将来像

この計画の推進を通じて求める草津市の将来像を、「まちや人の姿」「みどりの目標水準」「みどりの都市構造」の3つによって、以下のように描きます。

#### (1) まちや人の姿

パートナーシップで育む緑住文化都市  
ひと・都市・自然が交感する みどりのまち 草津

私たちは、日頃からガーデニングに親しんで、花と緑いっぱいの魅力的な生活空間・都市空間をつくり、自然の豊かさに包まれた、うるおいのある緑住文化都市を共にこころざすこととし、その将来の姿を上記のキャッチフレーズで掲げます。

また、そうした都市のあるべき姿として、次の3つを示します。

- ・ みどりを育て、つくり、守る活動が広がっている
- ・ みどりを仲立ちに、ひと・都市・自然の交感がある
- ・ 市民との協働のもと、花と緑に彩られたまちなみとなっている

## (2) みどりの目標水準

計画の達成目標として、みどりの目標水準を次の通りとします。

### ① ガーデニングに親しむ市民の活動等

指標	期首値 (H.28 年度末)	期末目標値 (H.32 年度末)
地域花壇 (か所数)		
企業花壇 (か所数)		
活動会員数 (人)		

※ 地域花壇とは、まちづくり協議会や自治会・町内会等が、企業花壇とは、企業が設置し管理する花壇をいい、\*\*\*\*\*に登録されたものを計上しています。

※ 活動会員数は、\*\*\*\*\*に登録された、ガーデニング関連団体等の登録者数の合計を計上しています (会員の重複を含んでいます)

### ② 緑地の確保

将来市街化区域の概ね1割に相当する量を、緑地として確保します。

	期首値 (H.20 年度末)	期中値 (H.28 年度末)	期末目標値 (H.32 年度末)
都市計画区域	4,822ha	4,865ha	4,865ha
市街化区域	1,842ha	1,911ha	2,047ha
市街化区域緑地面積	196ha	209ha	213ha
市街化区域緑地率	10.6%	10.9%	10.4%

※ 緑地面積は、次に挙げる緑地の面積の合計 (重複面積は除く) です。

- ・ 都市公園 (街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、都市緑地、緑道など)
- ・ 公共施設緑地 (学校教育施設、体育施設、児童遊園、農村公園、市民農園、河川、その他公園等)
- ・ 民間施設緑地
- ・ 地域制緑地 (法): 緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、自然公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林
- ・ 地域制緑地 (協定)
- ・ 地域制緑地 (条例): ヨシ群落保全区域、自然環境保全地区、文化財 (史跡)

### ③ 都市公園等の施設として整備すべき緑地

都市公園＋児童遊園について、6.7㎡/人を確保します。  
 長期的（平成42年頃）には、10㎡/人の確保を目標とします。

	期首値 (H.20年度末)	期中値 (H.28年度末)	期末目標値 (H.32年度末)
都市公園面積	54ha	79ha	83ha
児童遊園面積	8ha	10ha	11ha
計	62ha	89ha	94ha
人口	120,000人	132,000人	141,000人
市民1人当たり 都市公園等の面積	5.16㎡	6.74㎡	6.67㎡

※ 期首値・期中値の人口は住民基本台帳に、また、期末目標値の人口は「草津市人口ビジョン」によります。

### ④ 都市緑化

1本/世帯（10年間で5万本）の緑化を目標とします。

	期首値 (H.20年度末)	期中値 (H.28年度末)	期末目標値 (H.32年度末)
緑化本数	6,685本	46,541本	50,000本

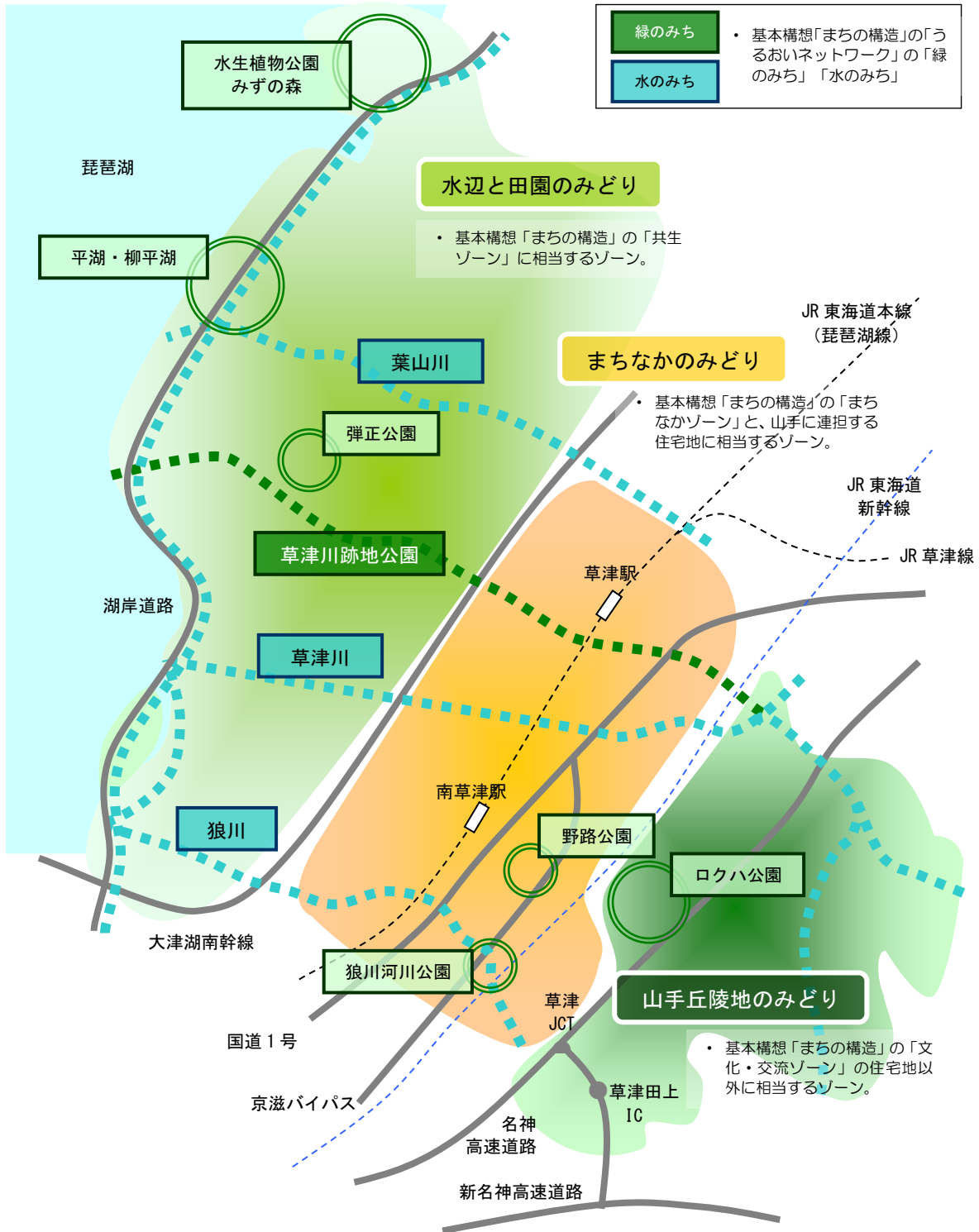
※ すべての市民による緑化活動を展開する視点から、年間約5,000本の緑化を10年間継続することで、5万本（計画策定時の草津市の世帯数程度）の緑化を図ることを目標としています。

※ 緑化本数の計上については、以下のとおりとします。

- ・ 私有地の緑化を対象とし、公共施設等の緑化は含まない。
- ・ 高木だけでなく、低木を含んで対象とする。
- ・ 事業者による植樹等を対象とする。
- ・ 私有地等における緑化本数は、開発申請の際に届けのあった本数を対象とする。

### (3) みどりの都市構造

「第5次草津市総合計画 基本構想」に将来ビジョンの基本フレームとして示す「まちの構造」を踏まえて、下図の通りとします。



## 2. 基本方針

課題と将来像を踏まえ、みどりの保全と整備に係る基本的な方針を次の通りとします。

### 方針1：育てる

---

- ① 花と緑のまちなみづくりの機運を高める
- ② ガーデニングへの市民参加を拡げる
- ③ 身近なみどりを守り活かす地域力を育てる

### 方針2：つくる

---

- ① 生活に身近なみどりをつくる
- ② 地域ごとのみどりの拠点をつくる
- ③ 緑と水のネットワークをつくる

### 方針3：守る

---

- ① 草津の自然景観と生態系を守る
- ② 地域のなりわいとともにある、農空間を守る

## 第4章：みどりを育て・つくり・守る施策

### 1. 施策の体系

基本方針のもとで行う施策の体系は、次の通りです。

方針		施策	
育てる	① 花と緑のまちなみづくりの機運を高める	1	花いっぱいのまちなみづくり
		2	ガーデンシティについての普及啓発
	② ガーデニングへの市民参加を拡げる	3	ガーデニングの促進
		4	ガーデニング成果の顕彰
	③ 身近なみどりを守り活かす地域力を育てる	5	みどりを活かした「健幸」づくり
		6	環境学習の充実
つくる	① 生活に身近なみどりをつくる	7	公園・児童遊園等の再整備
		8	みどりをつくる諸制度の運用
	② 地域ごとのみどりの拠点をつくる	9	都市公園の整備
		10	都市緑化の推進
	③ 緑と水のネットワークをつくる	11	「緑のみち」の形成
		12	「水のみち」の形成
守る	① 草津の自然景観と生態系を守る	13	自然景観の保全
		14	生態系と生物多様性の保全
	② 地域のなりわいとともにある、農空間を守る	15	優良農地の保全

## 2. 施策の内容 【参考】

<b>施策 1</b>	<b>花いっぱいのまちなかづくり</b>
<p>○ 草津川跡地公園（区間 2・5）をガーデニングの拠点として活かすとともに、JR 草津・南草津駅前ロータリー、歩行者デッキや主要道路等に、花壇やプランターなどを配置して、美しくうるおいのあるまちなかづくりを進めます。</p>	
<p>＜施策を構成する主な事業＞</p>	
[*] ガーデニング拠点事業（新規）	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草津川跡地公園、JR 草津駅前の niwa+（ニワタス）、JR 南草津駅前の東山道記念公園等を、市民によるガーデニングを促進する上でのシンボルとなる拠点に位置づけ、花と緑でいっぱいのまちなかづくりを牽引します。</li> </ul>	
[*] 駅前広場等花いっぱい事業（新規）	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤通学などで多くの市民が利用し、また、来街者を最初に迎える JR 駅において、駅前広場や目抜き通りを重点的に花で彩ることで、「ガーデンシティくさつ」の風情を演出します。</li> </ul>	
[*] 商店街ガーデンストリート事業（新規）	都市再生課 商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街・各商店等の協力を得ながら、商店ファサードや商店街内の道路などに花と緑をたくさん配置して、美しく歩き心地のいいガーデンストリートとしていき、併せて商店街の活性化も図ります。</li> </ul>	

以降施策 1 5 まで記載します。



### 3. 綠化重点地区

## 第5章：計画の推進

1. 公園の管理運営の方針
2. 生態系の保全の方針
3. 進行管理の体制
4. 進行管理のサイクル

## 資料編